

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和5年山形県教育委員会8月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、小関委員と和田委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「県教育委員会の障がい者雇用状況について」、教育政策課長より報告願います。

<教育政策課長> 報告1-1を御覧ください。障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、県教委を含む事業主には、障がい者の雇用義務が課せられており、都道府県教育委員会の法定雇用率は、2.5パーセントとされております。
また、毎年6月1日現在の状況を山形労働局を通じて、厚生労働大臣に報告することとされており、今回は説明させていただきますのは、その内容となります。

資料の「R5.6.1 現在」の欄を御覧ください。算定の基礎となる職員数は、7,473.5人です。端数がついておりますのは、週20時間以上30時間未満の短時間勤務職員は1人を0.5人と換算するためです。「算定基礎職員数」の欄に2.5パーセントを乗じた186人が、雇用する必要がある障がい者の数となります。

実際に雇用している障がい者数は、実人数で141人となっておりますが、重度障がい者の場合は1人を2名に、短時間勤務の方は1人を0.5名に換算することとされておりますので、換算後の障がい者数は186.5人となり、雇用率は2.5パーセントと、法定雇用率2.5パーセントを達成いたしました。達成の要因として、算定対象職員の退職等が一定程度あったものの、スクールサポートスタッフなど非常勤職員について障が

い者雇用を進めたことなどが挙げられます。

今後、法定雇用率の引き上げが予定されており、令和6年度に2.7パーセント、令和8年度に2.9パーセントと更に厳しい見通しとなりますが、正職員、非常勤職員それぞれの採用を進めるなど、雇用率維持に向けた取組について引き続き努力してまいります。

報告は以上です。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、次に(2)「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長> 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について、御説明申し上げます。

報告2-1を御覧ください。「1 実施概要について」、「(1) 調査の目的」については、3点ございます。「①義務教育の機会均等とその水準の維持向上」、「②児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に活用」、「③教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立」となっております。

「(2) 調査の対象及び内容」について、調査対象は、各小学校6年生及び各中学校3年生の全児童生徒となっており、今年度は4月18日に実施し、4年ぶりに中学校英語の調査を行っております。

「(3) R4調査との主な変更点」として、中学校英語「話すこと」調査及び児童生徒質問紙調査の一部を、一定規模でオンライン実施しております。

「(4) 実施の状況」については、①に全国、②に本県の状況を記載しております。

「2 学力調査の結果について」でございます。初めに、小学校について、(1)小学校6年生の国語の平均正答率は本県が67パーセントであるのに対し全国は67.2パーセント、同じく算数の平均正答率は本県が61パーセントであるのに対し全国は62.5パーセントでした。

(2)中学校3年生の国語の平均正答率は本県が70パーセントであるのに対し全国は69.8パーセント、同じく数学の平均正答率は本県が50パーセントであるのに対し全国は51.0パーセント、英語の平均正答率は本県が41パーセントであるのに対し全国は45.6パーセントでした。なお、各都道府県の平均正答率は、平成29年度から整数値で示されております。

報告2-2を御覧ください。資料1としまして、小学6年生の全国平均正答率との差について、経年比較を行っております。先ほど申し上げたように、平成29年度からは、各都道府県の平均正答率が整数値で示されました。このことによって、平成29年度から、全国平均正答率と本県の平均正答率の差には幅がある表示となっております。

また、平成30年度までは、国語・算数ともに、A問題、主に知識に

関する問題と、B問題、主に活用に関する問題に分かれておりましたが、平成31年度・令和元年度からは、A・B問題が一本化されております。このため、グラフも途中から一本化されております。

小学校のグラフでは、経年比較では右上がりの傾向にあり、国語の平均正答率は全国平均と同程度となっています。また、小学校の算数につきましては、全国平均を下回りましたが、若干右上がりのグラフになっております。

報告2-3御覧ください。資料1の続きとしまして、中学校の全国平均正答率との差について、経年比較を行っています。中学校では、国語の平均正答率は全国平均を上回りましたが、数学と英語については、全国平均を下回りました。

続けて、報告2-4を御覧ください。ここからは資料2となります。学力調査の結果について、各教科の平均正答率及び正答数分布のグラフを掲載しております。折れ線グラフが全国の状況、棒グラフが本県の状況を示しております。これを見ますと、本県のグラフはほぼ全国と同様の分布となっておりますが、中段の小学校算数と中学校数学・英語では、全国の折れ線グラフに右側の棒グラフが届かない状況にあります。つまり本県は、全問正解など正答数の多い児童が全国と比べて少ないということが分かります。

報告2-5から2-7までは、学習状況調査の結果を掲載しております。

報告2-5では、「(1) 教科に関すること」として、国語・算数・数学・英語の勉強が「好き」、「よく分かる」について掲載しております。これを見ると、小・中学校の国語ともに、「好き」と回答する割合が高いことが分かります。

「(2) 授業や学習等に関すること」について、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と実感している児童生徒が、本県では全国に比べて多い傾向にあります。

報告2-6を御覧ください。左の一番上のグラフですが、「学校の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つ」、つまり効果的と思っている児童生徒は多い傾向にあります。

報告2-7、「(5) 児童・生徒自身に関わること」として、本県の児童生徒は「自分には、よいところがあると思う」、「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある」などにおいて、肯定的な回答をした割合が全国平均より高い傾向を示していることが分かります。

報告2-8には、学校質問紙という、学校の代表者が回答する調査結果の一部を掲載しております。上段の二つのグラフは新たな質問項目で、左側が「児童生徒一人一人に応じた学習課題や活動の工夫」、いわゆる「個別最適な学び」、右側が他者と協力しながら学習課題や活動に取り組む「協働的な学び」を問う内容となっています。

また、左の上から二番目の項目が、習得・活用及び探究の学習過程に

よる授業改善の状況を問うもので、中学校で全国平均より一部高い項目がありますが、小学校では全国平均よりやや低い結果となり、引き続き、改善・充実を図っていく必要があると考えております。

下の四つのグラフは、ICT機器の活用状況を示しており、小・中学校ともに、「授業中に自分で調べる場面」で高い結果となっています。一方、「自分の考えをまとめ、発表する場面」、「先生と児童生徒がやりとりする場面」、「児童生徒同士がやりとりする場面」では、本県の傾向として、小・中学校ともに、各場面において全国平均より低い傾向にあります。ただ、昨年度と比較すると全ての項目で昨年度の数値よりも高い結果となりました。引き続き、ICT機器の活用により、各学習場面において、効果的な活用を図っていく必要があると考えております。

以上、学習状況調査等の特徴的な部分について紹介してまいりました。

報告2-9を御覧ください。以上を踏まえ、県教育委員会のコメントを記載しております。一部を読み上げますと、学力調査について、小学校では、国語が全国平均正答率と同程度、算数は全国平均正答率を下回る結果となりました。中学校では、国語が全国平均正答率を上回り、数学と英語が全国平均を下回る結果となりました。国語、算数・数学、英語の各教科については、紙面で御確認ください。

なお、県教育委員会で、調査問題及びその結果から、「授業改善のポイント」を各学校に向けてお示ししております。この資料については、報告2-10から2-14を御確認ください。学習状況調査について、多くの児童生徒が、友達と話し合う活動を通して自分の考えの深まりや広がりを実感していると回答しています。授業ではICT機器の活用により、教師と児童生徒、児童生徒同士のやり取りなども効果的に取り入れ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていく必要があると考えます。「児童生徒質問紙より」と「学校質問紙より」については、紙面で御確認ください。

県教育委員会としましては、調査結果の詳細な分析・評価により課題を明確にし、「習得・活用・探究」のバランスのとれた授業実践による児童生徒の確かな学力の育成を目指し、授業改善のPDCAサイクルの確立を図り、県全体の学力向上を推進してまいります。

説明は、以上になります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

去年も今年も、満点や一つ間違いといった上位の子どもたちが少ない傾向は変わっていませんが、学校にいればどうしても成績は真ん中の子らに引っ張られるのだらうという気がします。

前にICT教育の小学校での事例を見ましたが、算数のアプリは一人一人に合わせて問題の難易度が変わっていくので、非常に良いと思います。このように同じ時間の間に、優秀な子を更に伸ばせる取組を推進していけば、段々と上位に近づいていけるのではないかと思うのですが、

中学校ではどうなのでしょう。

<教 育 長> いわゆる「個別最適な学び」につながるようなアプリを活用すればどうかという話の中で、先般状況を拝見した学校もありましたが、全体的に小学校、中学校はどのような状況なのでしょう。

<義務教育課長> 数値としてデータを持っているものではないのですが、少しずつアプリを活用している学校が増えてきていると捉えています。小学校、中学校とも使っている事例もありますので、これから更に広がってくるのではないかと見えています。

<小 関 委 員> I C T普及率と相関があるのではないのでしょうか。

<教 育 長> 先ほど課長から、今回のデータの詳細な分析をするという話がありましたが、何がどのように学力向上に効果があるのかは、I C Tを活用している度合いやその学校の生徒の成績の伸び、どのようなアプリを使っている学校が良い傾向にある、ないというように、いろいろな要素があると思いますので、次につながるような分析をお願いしたいと思います。

<小 関 委 員> 全国上位は以前と変わりませんか。

<義務教育課長> 秋田や北陸は例年上位にいます。ただ今年度、英語の調査が4年ぶりに行われましたが、秋田も含めて東北6県全て全国平均正答率を下回っています。英語については国語、算数・数学と状況は違うと見ており、都市部の正答率が高い傾向があると思います。

<教 育 長> 秋田はいろいろな取組、工夫をしながら成績の維持向上を図っていると思うのですが、調査結果だけ見れば、一定のノウハウを持ってやっている中で英語だけはどうなのかという気もします。

逆に言えば、普段良かったところでそこだけ悪いということの理由は何だったのかというところからまた少し違う見方もできるのではないかと思いますので、いろいろな情報を集めて評価していきたいと思います。

<工 藤 委 員> 算数・数学に関して、苦手意識は環境から来るものが多いのではないかと感じています。はっきりしたデータではないのですが、理数系の教員は男性が多い。教科の好き嫌いは担当している先生によるものが多いかと思いますが、特に理数系の女性の教員の数は男性に比べてごく少ないです。

小学校、中学校くらいだと女子の方が男子よりも精神年齢の発達が比較的早いと肌感覚で感じており、思春期で何となくというのもあるとは思いますが、娘が男性の先生から女性の先生に代わった途端に数学が嫌

ではなくなったということを聞いています。

また、女性の理系の教員が少ないとロールモデルが描けません。巷で理系女子という言葉が聞かれるように、私も理系女子なのですが、周りを見ると極端に少なかったと思います。例えば、数学が好きだから数学の先生になろうと思っても、女の先生がいないと思ったときに、数学や理科を極めて何の職業に就けるのか、また結婚などいろいろなことを考えるとその先を思い描けないことでモチベーションが上がらないのかなと感じることがあります。

大分変わってきているとは思いますが、できるだけ低学年のうちの小学校3年生、4年生くらいまでの間に、そういったステレオタイプなイメージのようなものは全然ないよと払拭できるような環境作りが大事なのではないかということを常々思っていましたので、そういったデータがあるとよいなと思いました。

<義務教育課長>

小学校教員の男女比というのは、データとして持っているわけではないですが、どちらかというとな性の先生が多いです。中学校数学の教員は、どちらかというとな性が多し。女性もいないわけではないのですが。

<工藤委員>

最近は女性も増えている、最上地域の数学チャレンジクラブに参加すると、数学の女性の先生もいて、すごく楽しく話ができていると思います。そういうところから数学苦手だな、嫌だなということが多少払拭されていました。

思春期の頃は、センシティブな理由や、理由もなく思い込みのようなものもあるので、雰囲気作りということもあるのかなと思います。高校になると理数系の教員の女性の数はもっと減ります。将来ここを勉強していてもその先につながらなそうイメージを、まだまだ親御さんも含めて持っていると思います。

<教育長>

今は女性男性という時代ではないですが、女子生徒が自分の理科の先生が女性であれば身近に感じられ、その延長上に自分のキャリアを展望するようなこともあるかもしれません。

具体的にどういふ方法を取れるか分からないですが、「リケジョ」のような話もどんどん出てきておりますので、その延長で女性が数学や理科の先生になることは、是非期待したいところではあります。

<和田委員>

英語の話に戻ってしまうのですが、4年前と比べてがくっと下がっているのが英語だと思いました。先ほど東北全体で英語が全国平均を下回っていると話がありましたが、小学校の英語で評定がつくようになって2年目になり、今うちも一番下の子が小学6年生で、英語の課題を見ると中学校の先取りをしていると感じましたので、4年前と比べて英語のテストの難易度はどうだったのかなと思いました。

<義務教育課長>

文部科学省からは、前回の調査と今回の調査の難易度について直接比

較することはできないという言い方をされております。

ただ前回と今回の全国平均正答率を比べると、今回大分落ち込んでおります。グラフの度数分布表を見ていただくと分かると思いますが、正答率が左の方に寄っております。前回と比べてもこの辺の偏りが大きくなっていますので、今回の山形県の平均正答率からの開きは前回と比べてかなり大きくなったように見え、拡大したということもこれは課題として捉えなければいけないのですが、前回と比較してというところはなかなか難しいこととは思っています。

<和田委員>

逆に山形がてこ入れをするのは英語という気もしており、そこで正答率を上げると、全教科的に上がっていくのではないかと考えています。コロナ禍もあり中学校3年生は可哀想なのですが、2年後、3年後のこの学力調査で今度どう変わってくるのかというのは面白いなと思っています。

<片桐委員>

教育委員が教育事務所単位で訪問したときに、英語に関する研修にすぐく力を入れているというイメージで、私たちもことあるごとに英語に関してはどうですかという意見も求められてきたのにも関わらず、とても残念な気持ちはあります。

すごく頑張っているのですよね。先生たちは本当にお気の毒で、あんなに頑張っていたのになという気持ちは否めないです。

<義務教育課長>

ありがとうございます。英語については、これまでも各教育事務所単位であったり、全県的であったり、小学校の先生方対象の英語の研修会、中学校の先生方対象あるいは中高連携した授業の研究会など、様々な取組をしてきております。その成果として、これもデータとして数字があるわけではないのですが、授業は変わってきているという報告は受けております。例えば、昔であれば文法の練習をして、教科書の音読をしてという、どちらかというコミュニケーションに重きが置かれていない単語練習的な、あまり使えない英語の学習が多かったのではないかとところから、授業の中でも子どもたちが英語で話すコミュニケーションを積極的にとるような活動の時間が非常に増えてきており、授業が大分変わってきているという報告は受けているのですが、そこで一つ正確性がまだ足りないのだろうと思います。話をする機会は確保され授業が変わってきている一方で、英語の書くというところで非常に正答率が下回っていましたので、書くことや正確に話すというところがまだ足りない、結果として表れてきていないのだろうと分析はしたところです。その辺を今後どう改善していくかが必要なのだと思います。

<小関委員>

A L Tを導入してスピーキングやコミュニケーションに力を入れています。あまり外国の人はスペル間違いを指摘しませんので、ライティングが落ちるのは分かる気がします。

- <工藤委員> そういところはトライアンドエラーです。まずは好きになって、物怖じせずに取り組むという点ではやはりALTはよいと思います。ここが違うと指摘をしていく減点方式の英語ではなく、そこだけ分かっているのだったら、それでも使ってみようという意欲が、これから伸びてくればよいと思います。
- 先ほど都市部とそうでないところの差があるという話がありました。都市部では学校だけでなく塾や家庭教育が充実しているというのも大きいのではないかと考えていますが、県内はどうなのでしょう。受検を見据えた形での塾は、伸ばしていくよりも、どちらかという補完する補習側の塾が多いように思うのですが、どうなのでしょう。
- <義務教育課長> 塾の状況についてはなかなか難しいところとは思うのですが、山形市内では以前から比べると多くあってよいなと思います。私の子どもの頃は塾に通っている子は中学生、小学生ではほとんどいなかったわけですが、今はもう学校の周りに塾が乱立しているような状況で、通っていない子を探す方が難しい状況になっている気がします。
- <和田委員> 塾で学ぶにも数学や国語と違い、英語は第2言語ですので、好きにならないとなかなか伸びてこないのではないかと思います。
- <小関委員> 報告2-5にあるように、英語の勉強が好きだという小学生が7割いるのが、中学生だと50.9パーセント、2割近く減るのですが、数学はそんなに変わらないのです。中学では半分が嫌いになってしまっています。
- <和田委員> 小学校ではすごく好きだったのに、中学校に行った途端文法という形でこれはこうだと詰められると、もうそこで嫌いになってしまう子がかなりいるようです。楽しく、ALTの先生と会話しているときはよかったが、それが文法になると興味がなくなるようです。
- <義務教育課長> その辺のバランスが大事だという発信はしております。書くことだけでも駄目、話すことだけでも駄目、正確性を求める文法の基本的なところや単語の練習ももちろん必要で、バランスよく授業を進めていくことが大事だという話をしたところです。
- <教育長> 今小さいお子さんでも英語に親しむ機会やテレビ番組もありますが、普通は楽しく学ぶというところが入っています。ALTなどネイティブの人と話すことによって、外国人と話すというある種の達成感や満足感を感じながら、どんどんコミュニケーション力が上がっていけば、それなりに楽しくなるというのがあると思うのですが、いきなり文法の話になってくると、今度はこの先何があるか分からない受検の世界になってしまいます。そうなったときに否応なしにその世界で学ぶお子さんもある一方、そうでないお子さんは比較的「まあいいか」という感じになっ

てしまうこともあると思うので、どの段階でも学びの必要性や楽しさをセットにしていけないと、主体的な学びにつながっていかないのではないかと気がします。

学びの本質からいうと、各学齢によって楽しさは異なると思いますが、やはり楽しいというのをどこまでずっと引き上げられるかは、必要などころなのではないかと気がします。

<和田委員>

報告2-5で英語の結果だけが平成31年度の前回のものになっていたのもので、来年には新しいデータがあると思いますが、これがどのくらいで推移するのか気になります。

<教育長>

ほかになれば、次に(3)「米沢市の女子中学生の熱中症の疑いによる死亡事案と県教育委員会の対応について」、スポーツ保健課保健・食育主幹より報告願います。

<保健・食育主幹>

「米沢市の女子中学生の熱中症の疑いによる死亡事案と県教育委員会の対応について」、御報告いたします。

報告資料3-1を御覧ください。「1 事案の概要」であります。令和5年7月28日金曜日の午前11時過ぎ、部活動の帰りになりますが、米沢市口田沢地内の国道沿いの歩道で、意識がない状態で倒れているところを通行人が発見し、消防に通報しました。米沢市内の医療機関に救急搬送されましたが、同日夜、死亡が確認されたものです。

続きまして、「2 熱中症事故防止に関する県教育委員会の対応」であります。 (1)として、平成30年に「山形県における部活動の在り方に関する方針」を策定しており、その中で熱中症事故防止に向けた留意点を示し、県立学校及び市町村教育委員会に対し通知しているところです。

(2)として、例年、熱中症の発生が懸念される時期に、適時注意喚起を行っており、今年度も5月以降、文部科学省の通知も踏まえ、4回に渡って通知を発出し、注意喚起を行ってきております。

このような対応に加え、(3)、(4)にありますように、米沢市の事案を受けまして、7月29日に県立学校及び市町村教育委員会に対して緊急メールで注意喚起するとともに、7月31日には熱中症事故防止について改めて通知を発出したところです。

7月31日の通知の概要であります。 「①部活動等」については、県内に熱中症警戒アラート発表時には、活動中止も視野に検討することとした上で、活動する場合は、活動場所の「暑さ指数」を事前に確認し、活動の可否を判断することとし、活動中も適宜確認することとしております。 具体的には、暑さ指数が31度以上あれば原則活動中止。31度未満の場合、すべからく、個々の生徒の健康観察を行った上で、部活動への参加の可否を判断するとともに、活動中はこまめな水分・塩分補給や休息の取得等の健康管理を徹底することとしております。

次に、「②登下校時」の対応として、活動終了後は、十分にクーリン

グダウンを行う等、体調を整えた上で下校させることや、生徒の体調を確認の上、必要に応じて保護者に送迎を依頼するなど、下校時等の対応についても通知したところです。

県教育委員会といたしましては、このような痛ましい事故が二度と起きないように、各学校現場における、今回の通知を踏まえた熱中症事故防止に向けた取組の徹底を図ってまいります。

ただ本日なのですが、午前中、報道にもありましたように、山形市立第十中学校で体育祭の練習中に熱中症の生徒が多数いたということで救急搬送の報告を受けております。

現在詳細については不明ではありますが、報告を受けた11時20分時点では5名が救急搬送されてその後も増えているというような状況です。今、山形市教育委員会でも詳細を調査しておりまして、分かり次第、スポーツ保健課にも報告いただくようにしております。

以上、報告させていただきます。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長> 夏休み明けはこういうイベントが続くということで、先ほど御説明いただいた注意喚起も含め改めて注意喚起を行っておりますよね。

<保健・食育主幹> 昨日、中学校の運動会の練習中の救急搬送等も情報としてありましたので、昨日急遽改めて通知を発出しております。

<教 育 長> まだまだ暑い日が続くという状況で、秋口に向けてイベント等もいろいろありますが、こういう段階になってくるともう徹底するしかないことですので、本日、各市町村教育委員会と県立学校を対象に、緊急の熱中症の防止に向けた会議を、オンライン形式で4時半から開催する予定です。

尋常ではない暑さが続いておりますので、これから開催されるイベントについて、本当にやれるのかどうかということ、とにかく命が何においても一番大事だということを軸に御検討いただきたいということを中心に、しっかりと今日の会議でも伝えてまいりたいと考えています。

<小 関 委 員> この件を聞いたときに気になったのが、暑いから午前中だけで早めに部活を切り上げてなるべく涼しいうちにと帰るという考えで、それは確かにそうかと思ったのですが、去年くらいから遅れ熱中症という時間差で熱中症を発症することが増えているそうです。一日活動していてそのときには熱中症にはならず、次の日になって熱中症を発症して亡くなったケースが複数見られるそうです。

この遅れ熱中症になるのを防ぐのに10度から15度くらいの冷たい水に手を5分間くらい浸しておくとういそうです。私もやっているのですが、体調的に何か楽だなという気はするので、学校でもできると思います。あと私の推測なのでいろいろな人から情報を集めた方がよいと思う

のですが、午前中の涼しいうちにやるのがよいという考えはもしかしたら間違っているかもしれない、どうせやるのなら逆に午後の夕方がよいのもかもしれないという気がするのです。注意喚起の中の一つに午前中、特に朝のうちにとあるのは逆によくはないのではないかということも入れた方がよいかもしれません。

<工藤委員>

昔は夏休みのプールは午前も午後もたっぷりやった気がします。今のプール授業は監視の問題もあるので限られた時間数しかないというのがありますが、子どもたちが家の中の冷房が効いているところでずっと過ごしていればよいのかという問題もあります。温暖化で熱中症になるような気温が連日続く状況が発生して久しいので、昔と比べる言い方をしても仕方ないのかもしれないのですが、最近大人もそうですけど、子どもは多分体が小さいので急激に症状が悪化するのです。

あとは登下校で誰が責任を取るのかの問題はすごく難しく、部活動のケースもそうですが、終わって帰る間は、送り迎えでない限りは誰の目も届いていない時間が存在するのですごく怖いと思っており、今後部活動の地域移行が進んでくると、こういったことは誰が責任を持って誰が指示をするのかということが問題になってくるため、学校を離れたところでの部活動を担うような団体は、もっと慎重になっていかざるを得ない。そうなると担い手、なり手が尻込みするという悪循環に追い込まれていくため心配です。

<片桐委員>

それも含めて、学校の先生を目指す人たちが命を守るという重責を担うことに対して、おっしやったように尻込みすることが出てくると思うので、今後の教員の確保にもとても響いてくるのかなと心配です。

<工藤委員>

夏休みが難しいのは、家に帰せばよいかというと、親は休みではないわけです。

<片桐委員>

働いているお母さんが言っていました、迎えに来てくれと言われても非常に困るときがあって、働き方の問題にも絡んできています。

<工藤委員>

夏休みの間は学童保育などの一時預かり的なところが急激に増えます。地域の中で、夏休みの期間など親が仕事を終えて帰ってくるまでの間、学校だけではない第3のコミュニティの中での居場所作りをもっとしっかりして連携していかないといけません。学校や親御さんだけの問題ではないです。冷房を効かせた公民館などにそういう居場所を作ってもらって、地域の大人、リタイアしたような方も皆集って、そこで宿題をやりながら具合が悪くないか見たりなど、そういう連携が必要になります。

<和田委員>

子どもを見守る目がたくさんないと心配です。

<工藤委員> 一人の目で判断して大丈夫と思っていたら大丈夫でなかったということもあります。経験値も必要で判断の基準も難しいので、複数いた方がよいです。

<教育長> 登下校についてどこに責任があるかということは、今回のことがあって調べてもらったのですが、学校についてはもちろん安全を指導する役割はある一方、登下校中のいろいろなことに対する責任は学校には基本的にはないのです。

そうは言っても、世の中も変わってきていますし、今の工藤委員、片桐委員の話については、親の働き方や、いわゆる少子化での社会のありようなど、いろいろな視点で考えなければいけないことと思います。教育現場との関係だけではない話になってくるため、広い目で考える必要があるという気はします。

<和田委員> 特に低学年の子はなかなか自分の症状を伝えることができない割には、一番暑い時間に低学年だけで下校している姿を見ますので、大丈夫かしらと思います。6年生くらいになると4時くらいで終わりなのですが、1、2年生が2時とか一番暑いときに低学年だけで下校しているのは心配だと思うときがあります。

<工藤委員> 身長が低いと、アスファルトで下の方が暑いですから、それも危ないなと思います。

<和田委員> なかなか自分のことを手当てできないですからね。

<教育長> 難しいですね。小関委員からありましたが、いろいろな守る方法、知恵はあるのかもしれないので、そういうことを共有する中で、少しでも可能性を低くするというやり方はあるのかもしれない。

<教育長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教育長> 議第1号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。

<管理主幹> 議1-1をお開きください。改正理由は、主任学校司書主事の職の整備を図るとともに、令和6年度高等学校再編整備計画に伴う学科改編及び入学定員の変更を行うため、規定の整備を図るものでございます。

改正内容といたしましては、まず専攻科の就業年限についての改正ですが、第5条第4号中「1年又は2年」という部分を「2年」に改めます。次に、主任学校司書主事の職務についての改正ですが、第21条の表中「図書に関する業務に従事する。」という部分を、「図書に関する高度の経験知識を必要とする業務に従事する。」に改めます。

また、令和6年度高等学校再編整備計画に伴う学科改編、入学定員の変更を行うため、別表1を改正いたします。

初めに山形工業高校における機械科、電子機械科の募集停止の表記を削除いたします。以下、山形中央高校における体育科の募集停止の表記の削除、左沢高校における総合学科の学級減、村山産業高校における農業環境科の募集停止の表記の削除、新庄北高校における普通科の学級減、新庄南高校における総合ビジネス科の募集停止、米沢商業高校における総合ビジネス科、情報ビジネス科の募集停止の表記の削除、置賜農業高校における3学科の募集停止及び食料生産経営科、農業資源活用科の新設、長井工業高校における3学科の募集停止の表記の削除、最後に酒田西高校については普通科の学級減により120名の募集といたします。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。なお具体的な改正箇所につきましては議1-5の新旧対照表のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第2号「令和6年度山形県立中学校の入学者募集について」及び議第3号「令和7年度山形県立中学校入学者選抜基本方針の決定について」は関連している議案ですので、高校教育課長より一括して説明願います。

<高校教育課長> 「令和6年度山形県立中学校の入学者募集について」、議2-1を御覧ください。

県立中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫校として、平成28年度に東桜学館中学校が開校し、令和6年度は致道館中学校が開校します。令和6年度の「県立中学校入学者選抜基本方針」につきましては、令和4年3月に、教育委員会において決定し公表しているところですが、これに基づき、この度、正式に募集の公告を行うものです。

令和5年度入学者募集からの変更点は、致道館中学校の募集を始めること、入学者の定員について「男女別の内訳は同数程度」としていたものを削除したこと、日付等を変更したことです。

議2-2をお開きください。表に示しましたとおり、入学定員は、東桜学館中学校及び致道館中学校ともに、1学級33人の3学級で99人としています。

入学志願要項についてですが、まず、「1 志願資格」については、

(1) の①にあるとおり、「令和6年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに山形県内に住所を有する者」が基本となります。(2)には、県外からの受検など、(1)の②の県教育長が特別に志願を許可した者の具体例を掲載しております。

「2 通学区域」については、県下一円としております。

「3 出願に必要な書類及び提出期間」については、御覧のとおりで、令和5年11月27日月曜日から12月1日金曜日午後3時までとなっております。

「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてですが、選抜の資料は、小学校が作成する調査書と、県教育委員会が実施する適性検査、作文、面接等の結果を用いることとします。その実施日は令和6年1月6日土曜日で、県立東桜学館中学校・高等学校又は県立鶴岡北高等学校でそれぞれ実施し、選抜結果通知書を1月12日金曜日に発送いたします。

その他、詳細につきましては、「5 その他」にあるとおり、9月中旬に完成予定の入学者選抜実施要項で示しますが、これについては9月16日土曜日、17日日曜日にそれぞれ実施する中学校入学者選抜出願手続き説明会で保護者へ周知してまいります。

本議案について御承認いただいたのちは、9月1日金曜日発刊の県公報に掲載して募集の公告をする予定としております。

議3-1を御覧ください。「令和7年度山形県立中学校入学者選抜基本方針について」、御提案申しあげます。

東桜学館中学校の入学第10期生、致道館中学校の第2期生となる今の小学校5年生が対象の入学者選抜基本方針です。

令和6年度の基本方針につきましては、致道館中学校が開校されることや男女別の定員を撤廃することから、早く志願を考えている児童や保護者にお知らせするため、昨年3月に審議していただきましたが、例年は毎年8月に、その年度の募集公告と、次年度の基本方針を決定していくこととしております。

議3-2をお開きください。令和6年度基本方針からの変更点は、「庄内中高一貫校(仮称)の中学校」としていたものを「致道館中学校」にしたことと、年次等の変更のほか、1の(3)にある出願受付期間、3の(1)にある適性検査等の実施日、4にある選抜結果通知書の発送日の3点について、曜日を固定していることから、日付が変更になります。

その他、基本方針の内容に関して変更した点はございません。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、議第2号及び議第3号については、いずれも原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、いずれも原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第4号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和6年度使用教科用図書の採択について」、高校教育課長及び特別支援教育課課長補佐より説明願います。

<特別支援教育課課長補佐>

議第4号は、山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和6年度使用教科用図書を（案）のとおり採択していただきたく、お諮りするものです。

県立特別支援学校の教科書について説明いたします。

議4-16の資料1をお開きください。ここでは、特別支援学校で使用する教科書の種類や採択に関する規定などを挙げています。

「1」は、特別支援学校においても、小中学校で使われている検定済教科書又は文部科学省の著作教科書を使用する義務があるということです。

「2」では、教科用図書の特例が示されています。「1」で示した検定済教科書や著作教科書以外の教科用図書を使用することができるというもので、こちらを「一般図書」と言っております。

特別支援学校・学級用の一般図書は、「※」にありますように「児童生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なもの」といった要件を満たすことが求められております。このため、県教育委員会が調査研究を行い、作成した「令和6年度用 一般図書一覧」から選定することとしています。

また、「3」は一般図書の採択に当たっての留意事項となっており、まずは「1」の著作教科書や下学年用の検定済み教科書が使えないか十分考慮した上で、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の教科用図書を選定することになっております。

「4」は、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものです。知的障がい特別支援学校では、絵本などの一般図書の選定が主ですが、文部科学省著作教科書、いわゆる「☆（ほし）本」を選定する学校も増えています。視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の児童生徒を対象とする特別支援学校の小・中学部では、小中学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっています。これらの障がいに加えて知的障がいを併せ有する重複障がいの児童生徒の場合は、一般図書の選定が中心となっております。

「5」は、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。主な選定理由を御覧いただきますと、小学部の場合は、絵や写真など視覚情報が豊富なこと、実際に触ったり塗ったりすることができて感覚を活用して学べるといった理由が挙げられています。

中学部の場合は、イラストや図などの視覚情報が豊富であること、生徒の興味・関心を引きやすく、生活との関連が深いことなどの理由が挙げられています。

議４－２を御覧ください。小学部の採択案です。

「１ 文部科学省検定済教科書」は、小学校と同様の各教科等の教科書です。表の右側に選定した学校数を記載しています。

議４－３を御覧ください。

「２ 文部科学省著作教科書」につきましては、（１）特別支援学校「視覚障がい者用教科書点字版」は、検定済教科書を点字訳した教科書で、山形盲学校が選定しております。

（２）「聴覚障がい者用教科書」は、山形聾学校、酒田特別支援学校が選定しております。

（３）「知的障がい者用教科書」は、小学部は「☆（一つ星本）」から「☆☆☆（三つ星本）」まであり、内容が３段階になっております。１０校が選定しております。

次の議４－４を御覧ください。

「３ 一般図書（特別支援学校・学級用）」につきましては、「特別支援学校（特別支援学級）用一般図書一覧（山形県教育委員会作成）」にある図書全てを一括採択いたしたく存じます。なお、参考として、「一覧のうち特別支援学校が選定したもの」を表に掲載しております。

これらは、知的障がい、重複障がいの児童用の教科書として今回各校が選定したものです。知的障がい特別支援学校を中心に、１５校で選定しております。

次に、議４－７を御覧ください。（２）は、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しております。

続いて、議４－８からは中学部の採択案です。

「１ 文部科学省検定済教科書」は、小学部同様、６校が選定しております。

議４－９、「２ 文部科学省著作教科書」につきましては、（３）「知的障がい者用教科書」は、中学部の場合は「☆☆☆☆（四つ星本）」と「☆☆☆☆☆（五つ星本）」の２段階があり、１１校が選定しております。なお、中学部ではありますが、生徒の障がいの状態に応じて使用が適切である場合には、小学部用のものを選定しているところです。

議題４－１０からの、「３ 一般図書（特別支援学校・学級用）」につきましては、小学部と同様に「特別支援学校（特別支援学級）用一般図書一覧（山形県教育委員会作成）」にある図書全てを一括採択したく存じます。なお、参考として、一覧のうち特別支援学校が選定したものを表に掲載しております。知的障がい特別支援学校を中心に１２校で選定しております。

次に、議４－１３を御覧ください。（２）は、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しております。

以上、各特別支援学校より選定されたものを審査し、採択（案）いたしました。

< 高校教育課長 >

続きまして県立中学校について御説明いたします。議４－１４からとなります。

県立東桜学館中学校と県立致道館中学校は、併設型中高一貫教育校の

中学校であり、その教科書の採択につきましては、法律により、学校ごとに採択を行うものとなっております。

各校で教科書選定委員会を設置し、各校の選定方針に則り、使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めてまいりました。

それでは、県立東桜学校中学校で使用する教科書について御説明いたします。議4-14の採択（案）を御覧ください。

「1 教科用図書選定の観点」に記載のとおり、東桜学館の基本理念である「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために、協働的な学習や探究型の学習を推進するのに適しているかを選定方針とし、「2 教科用図書選定結果」としました。

次に、県立致道館中学校で使用する教科書について御説明いたします。議4-15の採択（案）を御覧ください。

「1 教科用図書選定の観点」に記載のとおり、致道館の基本理念である「自主自立」、「新しい価値の創造」、「社会的使命の遂行」を育てるために、生徒の自主性や創造性を育む個別最適な学びの充実を図るのに適しているかを選定方針とし、「2 教科用図書選定結果」としました。また、教科ごとの具体的な選定理由や、今回採択された教科書は、あらかじめ御覧いただいたとおりとなっております。

以上のように、事務局では、各種法令、教科用図書選定委員会の意見、教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定となっているかを審査したところです。

その結果が、議第4号の山形県立特別支援学校小学部・中学部及び山形県立中学校における令和6年度使用教科用図書（案）であります。

令和6年度使用教科用図書として採択をよろしくお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第5号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和6年度使用教科用図書の採択について」、説明願います。

<高校教育課長> 議第5号につきましては、山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和6年度使用教科用図書を（案）のとおり採択していただきたく、お諮りするものです。

令和6年度は、1年生、2年生に加え、3年生が新学習指導要領の適用となります。定時制4年生は旧学習指導要領が適用となります。

それでは議5-3を御覧ください。ここから令和6年度使用高等学校

教科用図書の採択案となります。

議5-3から議5-11が、教科書目録第1部、新学習指導要領に基づいて編集された教科書の採択案、議5-12が教科書目録第2部、旧学習指導要領に基づいて編集された教科書の採択案となります。こちらの資料には教科・科目別に、発行される教科書ごとの選定学校数をまとめております。

県立高等学校の実態は極めて多様なため、県教育委員会では、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、教科書選定委員会を設置し、十分な調査・研究を行い、公正でかつ適正な選定を行うよう指導してきました。点検の結果、各校とも、適切に選定していると判断しましたので、提案内容にある教科用図書を採択していただきたいと考えております。

続いて、議5-16の資料1-①を御覧ください。こちらはただいま御説明した教科書の選定状況をまとめた資料となります。文部科学省検定済・著作教科書第1部・第2部合わせまして1,139点の教科書のうち、山形県内では606点を選定されており、その割合は53.2パーセントとなります。

議5-17から議5-18の資料1-②、「第1部」令和4年度から年次進行で始まっている新学習指導要領に基づく教科書の選定状況、議5-19から議5-20の資料1-③が「第2部」旧学習指導要領に基づいて編集された教科書の科目ごとの選定状況となります。

続いて議5-21から議5-23の資料2-①から③を御覧ください。こちらには、各学科3校の「教科書選定の観点」の例を載せております。議5-21が普通科、議5-22が専門学科、さらに議5-23が総合学科のものとなります。

また、議5-24から議5-25の資料3には、県立学校における各科目の選定率が比較的高い教科書の選定理由の例を記載しております。教科書の内容、構成が生徒にとって分かりやすく、生徒の興味・関心を喚起し、かつ、生徒の学力向上に資する内容であることを選定の理由に挙げる場合が多くなっております。

議5-27、議5-28は教科書が使用されるまでの流れは、7月の定例教育委員会終了後報告で説明したものと同様となります。

以上、県立高等学校及び高等学校学習指導要領に準ずる教育課程をとっている特別支援学校の高等部4校について御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

< 特別支援教育課課長補佐 >

次に、県立特別支援学校について説明いたします。

議5-26、資料4を御覧ください。

「1」は、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものです。上の段の、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の生徒を対象とする特別支援学校の高等部では、高等学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっています。これらの障がいに加えて知的障がいを併せ有する重複障がいの生徒の場合は、一般図書の選定が中心となっております。下の段の知的障がいの特別支援学校の高等部では、一般図書

の選定が主ですが、文部科学省著作教科書を選定する学校も増えてきています。

「2」は、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。選定理由を御覧いただきますと、高等部の場合は、卒業後の実生活に生かすことができるように、具体的な場面が想定されていること、生活に即した内容が扱われていること、豊富な具体例があることなどを重視して選定されているところです。

議5-13を御覧ください。特別支援学校高等部の採択案です。

「1 文部科学省検定済教科書」の(1)は、高等学校に準ずる教育課程がある4校が高等学校と同じ「高等学校用教科書」を選定しております。

(2)は、視覚障がい者用として高等学校用教科書を点訳又は拡大版にしたものです。

「2 文部科学省著作教科書」につきましては、「知的障がい者用教科書」小学部用、中学部用を挙げております。高等部の生徒ではありませんが、生徒の障がいの状態に応じて使用が適切である場合には、下学年のものも選定しております。

議5-14を御覧ください。「3 一般図書(特別支援学校・学級用)」につきましては、小・中学部と同様に、「特別支援学校(特別支援学級)用一般図書一覧(山形県教育委員会作成)」にある図書全てを一括採択いたしたく存じます。なお、参考として、一覧のうち特別支援学校が選定したものを表に掲載しております。これらは、知的障がい、重複障がいの生徒用教科書として、今回各校が選定したものです。

議5-15を御覧ください。(2)の①は、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しております。②は、中学校用検定済教科書で、鶴岡養護学校、ゆきわり養護学校が選定しております。

各校とも、在籍する生徒の障がいの状態や学びの状況に応じて、一人一人が十分に活用し学習できる図書を適切に選定しています。

以上、各特別支援学校が選定したものを審査し、採択(案)といたしました。

以上、県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和6年度使用教科書について説明申し上げました。

いずれも「教科用図書採択の基本方針」に基づいて各校長が選定したものを、関係課で厳正に審査したものでありますので、採択についてよろしくお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第6号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第6号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。